

平成 30 年 4 月 1 日

公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に、事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

電話：03-3432-4451

FAX：03-3432-4541

電子メール：admin@gif.or.jp

（参考）国家公務員法等の規定

- 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条
- 特定独立行政法人の役員退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条
- 特定独立行政法人の役員退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条